

他職種協働時代における「看護倫理」の再考

Reconsidering “nursing ethics” in the time of multidisciplinary collaboration

小野 美喜¹

Miki ONO

「看護倫理」は、医療・保健・福祉の場でケアにあたる看護専門職が倫理的な判断や行動を導くことを助ける学問であることは言うまでもない。「看護倫理」はいつも看護実践の中にある。にもかかわらず、『距離がある、縁遠いもの』と受け止められている。先日「多様な場面での意思決定支援とジレンマ」というテーマで研修依頼を受けた。参加者は看護師、保健師、介護者と多様なケア者であった。そこでも「倫理に苦手意識がある」「倫理綱領・・・難しい」という声があった。だが、研修の中で看護者たちは己の実践を内省し、日々直面している悩みと問題の深さを感じながらも、前に進もうと懸命であることが伝わってきた。認知症をもつ人へのケア、胃ろう造設の問題、透析導入の問題などにケア者として向かいあおうとする真摯な態度に、私も刺激を受ける。研修が終わった後に、研修参加者から「身が軽くなった」という感想が聞けたときには、「看護倫理」がどれほど看護者たちを助け、力になるのかを実感する。このように、「看護倫理」は看護者の看護の思考と行動を支える根幹であるにもかかわらず、「倫理」という言葉を聞くなり、「苦手」と言わせる理由は何か。

看護倫理の歴史は、徳の倫理に始まり、原則の倫理、今はケアの倫理も含め多様な倫理アプローチを包含して、看護を必要とする人々の最善を追求する看護の学問に発展してきた。この歴史を歩んできた看護倫理は、看護者たちにどのように教えられてきただろうか。

看護教育カリキュラムの中から「看護倫理」が消えた時代がある。戦後、医療の発展とともに生命倫理が台頭し始めた1980年代のことである。その頃に看護学を学んだ看護者たちは「看護倫理」という科目ではなく、「看護学総論」「医学概論」等の科目の中で、倫理原則や医の倫理を教えられた。私もその一人である。その時代に看護基礎教育を受けた看護者たちは、今、臨床の中核を担っている。「看護倫理」という名前をもつ科目で授業を受けていない看護学生にとっては、看護倫理は身近な存在とは思えなかった。中堅の看護実践者が倫理に「苦手」意識を持ち、縁遠く感じるのは、このような背景が関係していると、私は自身の体験から思う。

1988年に日本看護協会が倫理規定を公表し、2003年に倫理綱領として改正された。これは日本の看護職が自律した専門職である証であり、看護倫理は実践に見いだされる学問としての深みを増している。しかし看護教育の現状を見ると、看護倫理の科目を開講する教育機関は増えてはいても、科目責任者は看護以外の教員が多いと文献は述べている¹。無論、哲学者や倫理学者の視点から幅広く倫理を教授していただくことは、視野の広がりにつながるだろう。しかし、看護を志す学生に、看護実践の経験者が教授することは非常に重要である。誰が看護倫理を教えるのかについて、Davisは看護の経験をもつものを推奨している。現在、看護教育カリキュラムの改正が始まろうとしている。平成29年に文科省から示された看護学教育モデル・コア・カリキュラムには、教育のコアの1つの「プロフェSSIONAL」の中に看護倫理が位置づけられている。日本看護倫理学会は、今後の看護倫理教育の経過を注視していく必要がある。

1 大分県立看護科学大学 Oita University of Nursing and Health Sciences

看護を取り巻く社会背景の変化とともに、看護倫理は変遷をしてきた。今の看護の環境に対しては、医療者の働き方改革、タスクシェア、タスクシフティングなどが検討されている。超高齢社会の保健・医療・福祉には、多職種協働は欠かせない。多職種と協働して看護を提供することは、すでに看護者の倫理綱領の中にも掲げられている。これからもますます医師や薬剤師、医療ソーシャルワーカーなどさまざまな職種とケアを検討する場が多くなる。多職種協働の場では価値観の違いから対立が生じることもあり、看護者はその中で戸惑い、解決の方法論をみつけられずに医師の判断を追従することも少なくないのではないだろうか。Davis²は、「看護も他の専門職も、同じ理論を倫理の基盤としているが、各職種は独自の役割責任をもっており、各専門職の倫理を特徴づけている。倫理的・法的に、看護師の機能は医師のそれと重複する部分をもちつつ、医師は看護師にない倫理的義務を持ち、看護師も、医師が負わない倫理的義務を負っている」と述べている。当事者の健康な生活の実現のために、職種の倫理にしたがって、それぞれの職種から考えが発言される時、看護者はその力をもっている必要がある。その「力」とは、看護の倫理に従って、発言し、調整し、対象者の善のために行動する力である。「看護倫理」はその力の源である。多職種協働時代であるからこそ、これまで以上に看護者のアイデンティティとしての「看護倫理」を力にしていかななくてはいけないのだ。

また、看護自体の環境も、認定看護師の再構築、特定行為を行う看護師の誕生、NP制度構築の動き、と目まぐるしくなり、よりよく看護するために看護の機能が変わろうとしている。しかし、看護者の機能がどのように変化しようとも、看護者であることは変わらない。看護者の立ち位置として、当事者を中心に、看護者にしか負えない倫理的義務を果たす。当事者をアドボカシーしていくことが大事である。多職種協働の時代だからこそ、看護倫理が問われ、その存在、教育のあり方を再考する時である。

看護者が、自分が何者であるかを確認するときに帰る場所として、看護倫理はある。

1. 鶴若麻理, 川上祐美. シラバスからみる看護学士課程の「看護倫理」教育. 日本看護倫理学会誌. 2013; 5(1): 71-75.
2. Davis A J. 看護倫理の基本を考える—看護における倫理, 意思決定の枠組み, 看護師の倫理的能力. 日本看護倫理学会誌. 2011; 3(1): 3-10.
3. Davis AJ, Tschudin V, de Raeve L eds. 2006 / 小西恵美子監訳. 2008. 看護倫理を教える・学ぶ—倫理教育の視点と方法. 東京: 日本看護協会出版. 245-247.